

## 菊陽町プレミアム付商品券取扱店募集要領

### 1 事業趣旨

地方の消費喚起や生活支援を目的として、住民の個人消費を支援するとともに町内での消費を喚起し、町の商業の活性化及び消費拡大を目的とする。

### 2 プレミアム付商品券の事業概要

- (1) 名称 菊陽町プレミアム付商品券
- (2) 発行者 菊陽町プレミアム付商品券事業実行委員会
- (3) 発行額 総額1億3千8百万円
- (4) 発行数 23,000部
- (5) 販売価格 1部5,000円(1,000円券の6枚綴り)
- (6) 有効期間 平成27年8月3日～12月31日
- (7) 販売方法 引換葉書による引換販売
- (8) 販売期間 平成27年8月3日～11月30日まで
- (9) 販売場所 菊陽町内の各金融機関及び販売認定店舗

### 3 店舗登録の申請について

菊陽町プレミアム付商品券(以下、「商品券」という。)を取り扱うことを希望する店舗は別紙「取扱店登録申請書」に「不利益取扱同意書」を添えて、実行委員会に提出するものとする。(提出先:菊陽町商工会)

なお、提出の方法は、郵送及び持参によるものとし、FAX及び電子メールでの提出は不可とする。

### 4 店舗登録の申請期限

第3の「取扱店登録申請書」を提出することができるのは、平成27年5月20日(水)から平成27年6月30日(火)までとする。

### 5 店舗登録の認定

登録店舗の認定については、実行委員会の登録店舗一覧表への登録及び周知用ポスターの配布をもって代える。

### 6 店舗登録の留意事項

店舗登録の申請期限をこえて登録を希望する場合は、登録店舗となることはできるが、周知用ポスター等が不足している場合、認定証の交付をもって代えることがある。

## 7 取扱い店舗の責務

- ・商品券を使用可能な取引において、商品券の受取を拒んではならない。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

## 8 商品券取扱い厳守事項

- ・商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能。
- ・商品券と現金の交換は禁止。
- ・商品券額面以下の利用の場合でもお釣りは渡さない。
- ・不足額分が生じた場合は現金等で受け取る。
- ・有効期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- ・商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。
- ・未登録店舗で商品券が使用された場合、その換金措置には応じません。
- ・商品券の店舗間での交換はできません。ただし、事前に申し出があった場合はこの限りではありません。

## 9 商品券の利用対象とならないもの

- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気等の公共料金 等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造タバコの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそるおそれのある営業（ゲームセンター、パチンコ店等）及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払（当該営業許可を得る必要があるにも関わらず、営業許可を取得していない店舗も同様とする。）
- ・特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買

## 10 参加資格

菊陽町内に事業所又は店舗等を有する事業者（以下、「店舗」という）とし、町内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目

的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗営業を行っているもの

- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 9に記載の取引、商品（商品券の利用対象にならないもの）のみを取り扱う店舗
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者

#### 11 大型店舗における商品券取扱い

店舗内に多数テナントを有する大型店舗の場合は、商品券の取りまとめを行い、一括して換金請求を行うことができる。

#### 12 換金手数料

- ① 町内指定金融機関口座への振込 無料
- ② その他の金融機関への振込 手数料分を差し引いて振込

##### ※町内指定金融機関

肥後銀行菊陽支店、肥後銀行光の森支店、熊本銀行菊陽支店、熊本信用金庫菊陽支店  
菊池地域農業協同組合菊陽中央支所

#### 13 申込先

菊陽町商工会 〒869-1103 菊池郡菊陽町久保田 2816

取扱店登録申請書

平成27年度菊陽町プレミアム付商品券事業

事業所名及び代表者名	フリガナ
	印
所在地	〒 TEL: FAX:
指定金融機関及び 預金口座	銀行・信用金庫・農業協同組合 支店
	普通・当座 口座番号
	口座名義人:

※ 以下の指定金融機関をご利用の場合は換金手数料が無料になります。  
肥後銀行菊陽支店、光の森支店 熊本銀行菊陽支店 熊本信用金庫菊陽支店  
菊池地域農業協同組合菊陽中央支所

\* 登録店舗名記入欄 \* 「取扱店一覧」(利用者向け情報)に記載する情報を記入ください。  
1事業所で複数店舗登録が必要な場合は、店舗毎記入してください。

店舗名(屋号)	
店舗所在地	〒 TEL: FAX:
担当者名	
Eメールアドレス	
利用者へのメッセージ(50字程度)	*例)営業内容や商品券利用者に限ったサービス等、誘客に結び付く内容を記載して下さい。ホームページ等に掲載予定。未記入でもかまいません。
取扱店表示 ポスター注文数	注文枚数 枚

※ポスター枚数には限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。(上限有)

上記、事業趣旨に賛同し取扱店として参加登録したいので、下記の通り申請します。

菊陽町プレミアム付商品券事業実行委員会 殿 申込日 平成27年 月 日

■ 申込先:菊陽町商工会 商品券係 (〒869-1103 菊陽町久保田2816)

事務処理欄 受付日:平成27年 月 日

## 菊陽町プレミアム付商品券事業不利益取扱同意書

菊陽町プレミアム付商品券事業実行委員会

委員長 後藤 三雄 様

(申請者名)は菊陽町プレミアム付商品券事業に取り組むにあたり、菊陽町プレミアム付商品券事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)及び菊陽町プレミアム付商品券取扱店募集要領の内容を遵守します。

なお、下記の事項に該当することとなった場合は、実施要綱第9条の規定により、不利益取扱をうけることになっても一切の異議申立てをいたしません。

### 記

- 1 取扱店登録申請書に虚偽の内容を記載したとき
- 2 商品券を使用可能な取引において、商品券の受取を拒んだとき
- 3 商品券の交換、譲渡及び売買を行ったとき
- 4 その他、実行委員長が、実施要綱の趣旨に反すると認める行為をしたとき

平成 年 月 日

菊池郡菊陽町

(法人名)

(代表者氏名)

(連絡先)

印